

説 明 書

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 豊川市新事業創出支援業務委託
- (2) 目 的 地域の中小事業者等に対して、共創の手法や新事業創出のプロセス、ノウハウを提供し、スタートアップ等が持つ先進技術や外部の知見、ネットワークなどを活用したビジネスモデルや製品、サービスなどの創出を支援することで、地域発イノベーションに繋げることを目的とする。
- (3) 内 容 「豊川市新事業創出支援業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 場 所 豊川市内外
- (5) 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (6) 予算概要 8,500,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 提案書提出者に要求される資格要件等
別紙「豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」のとおり。

2. プロポーザル方式

- (1) 実施方法
公募型プロポーザル
- (2) 実施理由
新事業創出支援事業に関する豊富な経験や企画力、プロジェクト管理力及びイノベーション推進力を有する事業者を選定することにより、本市に適した新事業創出支援事業の推進を目指すため。

3. 参加表明書

- (1) 参加表明書の作成様式
別紙「参加表明書」のとおり
- (2) 記載上の留意事項
 - ①経営状況等（資本金、売上高、自己資本率等）
資本金、売上高等が確認できる資料（財務諸表）を添付してください。
 - ②同種又は類似業務の実績
同様の事業実績があれば、その内容を記述してください。
 - ③当該業務の実施体制
当該業務の受託候補者と選定された場合の専任実施体制を記述してください。
 - ④豊川市における業務実績
本市における過去の業務実績があれば、その内容を記述してください。
 - ⑤社会的貢献の状況
社会的貢献（表彰や社会貢献活動の実績など）について記述してください。
 - ⑥その他
参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば記述してください。
- (3) 提出期限
令和8年5月20日（水）午後5時15分必着

(4) 提出先及び方法

電子メールのみとする。(メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp)

※PDF形式で提出すること。電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課まで連絡すること。(電話番号：0533-95-0263)

(5) 問合せ先

豊川市産業環境部商工観光課

電話0533-95-0263 担当：橋本、竹下

4. 説明書に対する質問書の提出

(1) 受付期間

令和8年4月24日(金)から5月13日(水)午後5時15分(必着)まで

(2) 提出先及び方法

電子メールのみとする。(メールアドレス：shoko@city.toyokawa.lg.jp)

様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記したうえで、質問事項が明確にわかるようにすること。また、電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課まで連絡すること。(電話番号：0533-95-0263)

(3) 質問書の回答方法

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年5月15日(金)までに本市ホームページに掲載するものとする。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(4) 問合せ先

豊川市産業環境部商工観光課

電話0533-95-0263 担当：橋本、竹下

5. 提案書提出者を選定するための基準及び選定する概数

(1) 選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
1 経営規模	経営規模は妥当か	資本金、売上高
2 経営状況	経営状況は安定しているか	財務諸表・自己資本比率
3 業務遂行力	業務実施体制は妥当か	当該業務の実施体制
4 業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績
5 地域精通度	本市の情報等を熟知しているか	本市における過去の業務実績等
6 専任性	当該業務に専念できる体制か	手持ち業務量
7 倫理観	社会的な貢献はどうか	社会的貢献の状況

(2) 選定する概数

8者

6. 提案書

(1) 提案書の作成様式

「豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり。

(2) 記載上の留意事項

同上

(3) 提出期限

令和8年6月22日(月)午後5時15分必着

(4) 提出先及び方法

電子メールのみとする。(メールアドレス: shoko@city.toyokawa.lg.jp)

※PDF形式にて提出すること。電子メール送信後、電話にて提出した旨を商工観光課に連絡すること。なお、電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズは可能な限り小さくすること。

(5) 問合せ先

豊川市産業環境部商工観光課

電話0533-95-0263 担当:橋本、竹下

7. 受託者を特定するための評価基準及び評価方法

評価項目	評価の視点	指標
1 業務内容の理解度	業務内容の理解度は十分か	全体の事業方針
2 提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	スケジュール、実施フロー
	セミナーの企画・運営についての的確な提案か	提案の内容
	支援企業の募集・選定についての的確な提案か	提案の内容
	個別伴走支援についての的確な提案か	提案の内容
3 コスト	積算根拠、コストは妥当か	参考見積書
4 取組姿勢	テーマに対する取組姿勢が明確でかつ適正か	全体の事業方針、実施体制
5 協調性	協調性はあるか 意思疎通が容易かどうか	ヒアリング等の内容
6 個別提案内容について	上記以外に関する提案はどうか	提案の内容

8. 選定等されなかった場合の通知

(1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面により通知する。

(2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその特定されなかった理由を書面により通知する。

9. 募集から受託者特定までのスケジュール

手続き開始の公表	令和8年4月24日(金)
説明書等に対する質問書の提出(受付期間)	令和8年4月24日(金)～5月13日(水)

参加表明書の提出期限	令和8年5月20日（水）
選定通知及び提案書提出要請書の送付	令和8年5月22日（金）
提案書の提出期間	令和8年6月22日（月）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年6月24日（水）
特定結果の通知・公表	令和8年6月26日（金）

10. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が提出できなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。